

「核融合専門部会の設置について」の一部改正について

平成19年9月25日

原子力委員会決定

我が国の核融合研究開発は、原子力政策大綱において「革新的な技術概念に基づく技術システムの実現可能性を探索する研究開発」として位置付けられている。

原子力委員会では、核融合専門部会（平成13年7月10日設置）において核融合研究開発の総合的なチェック・アンド・レビューを実施し、平成17年に、原子力政策大綱を踏まえ、報告書「今後の核融合研究開発の推進方策について」を取りまとめた。その結果、原子力委員会は核融合研究開発に関する基本方針の調査審議を引き続き行うものとし、状況の変化が生じた際には、再び核融合研究開発の基本方針についてチェック・アンド・レビューを行うこととしている。

現在、ITER計画の本格化や幅広いアプローチの始動等により、その状況に新たな展開が見られており、核融合研究開発については、その全体を俯瞰して連携・協力を進める全日本的な取組が必要である。

そこで、原子力委員会は、核融合研究開発に関し、適宜適切にその進捗状況を把握し、関係機関等に対して速やかに必要な提言・助言等を実施していく必要があることを踏まえ、「核融合専門部会の設置について」（平成13年7月10日 原子力委員会決定）の一部を別紙のとおり改正し、当該専門部会において必要な調査審議を行うこととする。

また、原子力委員会政策評価部会において実施する原子力政策の妥当性の評価のうち、核融合研究開発に関する部分については、本専門部会において実施することとする。

(別紙)

核融合専門部会の設置について

平成13年7月10日
原子力委員会決定
平成19年9月25日
一部改正

1. 趣旨

未来のエネルギー選択枝の幅を広げ、その実現可能性を高める観点から進められている核融合の研究開発について、その総合的かつ効果的な推進に必要な調査審議を行うため、「核融合専門部会」を設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 核融合研究開発に関する計画の総合的な推進に関する事項
- (2) 核融合研究開発の国際協力に関する事項
- (3) 核融合研究開発の進捗状況及びその評価に関する事項
- (4) その他、原子力委員会が指示する事項

3. 構成

別途定めることとする。

4. その他

- (1) 核融合専門部会の運営については、原子力委員会専門部会等運営規定を適用する。
- (2) 原子力政策の妥当性の評価の実施に当たっては、「原子力の研究、開発及び利用に関する政策評価実施要領」(平成18年4月11日原子力委員会決定)を準用する。